

学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、東筑紫短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、試験、学力の確認の方法等学位に関して必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

美容ファッションビジネス学科

美容師コース

短期大学士（美容ファッション学）

ファッション・ビジネスコース

短期大学士（ファッションビジネス学）

保 育 学 科

短期大学士（保 育 学）

食物栄養学科

短期大学士（食物栄養学）

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、本学の学科を卒業した者に授与する。

(学力の確認)

第4条 学力の確認の方法その他学力の確認に関し必要な事項は、本学学則第12条、第13条及び第15条の規定による。

(学位の授与)

第5条 学長は、短期大学士の学位を授与すべき者には、別紙様式による卒業証書を授与する。

(学位の取消)

第6条 短期大学士の学位取得者が、次の各号の一に該当した場合には、学長は教授会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- (1) 不正に学位の授与を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

(実施規定)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

附 則

この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式

第〇〇号

卒業証書

本籍

平成 年 月 日生

本学〇〇〇学科所定の課程を

修めて本学を卒業したことを認め

短期大学士（〇〇〇学）の学位を

授与する。

平成 年 月 日

東筑紫短期大学

学長（氏名）

学科名及び学位の種類は下記のとおりとする。

美容ファッションビジネス学科

美容師コース

短期大学士（美容ファッション学）

ファッション・ビジネスコース

短期大学士（ファッションビジネス学）

保 育 学 科

短期大学士（保 育 学）

食物栄養学科

短期大学士（食物栄養学）

東筑紫短期大学 履修規程

1. 授業科目

第1条 授業科目は大きく分けて次のとおりである。

- | | | |
|------------------|---|-----------------------|
| (1) 一般教育科目 | } | 人文科学関係科目 |
| | | 社会科学関係科目 |
| | | 自然科学関係科目 |
| | | 総合科目 |
| | | 外国語関係科目 |
| | | 体育関係科目 |
| (2) 専門教育科目 | } | 美容ファッションビジネス学科 専門教育科目 |
| | | 保育学科 専門教育科目 |
| | | 食物栄養学科 専門教育科目 |
| (3) 教職に関する専門教育科目 | | |
| (4) 資格取得に関する科目 | | |

2. 履修方法

第2条 本学卒業の資格を得るためには、2ヶ年以上在学し、62単位以上を取得しなければならない。

第3条 履修の方法は、次の基準による。

- (1) 一般教育科目については、人文科学、社会科学、自然科学の3分野より8単位以上、外国語科目については、英語Ⅰ、英語Ⅱ各1単位以上、体育科目については、スポーツ健康科学Ⅰ、スポーツ健康科学Ⅱ各1単位以上を取得しなければならない。
- (2) 専門教育科目については、46単位以上を別表の教育課程に定めるところに従って取得しなければならない。
- (3) 教育職員免許状を得ようとする者は、卒業資格を得ると共に、教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。
なお、保育学科の学生は、教育職員免許状の取得を原則とする。(別表Ⅰ-2 幼二種)
- (4) 保育学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、卒業資格を得ると共に、児童福祉法および同法施行規則に規定する単位を取得しなければならない。(別表Ⅲ)
- (5) 食物栄養学科の学生で栄養士の免許を得ようとする者は、栄養士法および同法施行規則に規定する単位を取得しなければならない。(別表Ⅳ)
②また、栄養士の免許を基礎資格とした教育職員免許法ならびに同法施行規則に定める栄養教諭二種免許状を得ようとする者は規定の単位を取得しなければならない。(別表Ⅰ-1)
- (6) 美容ファッションビジネス学科美容師コースの学生で美容師の免許を得ようとする者は、美容師養成施設指定規則に定める所定の単位(別表Ⅱ)を取得し、厚生労働大臣が行う美容師試験に合格しなければならない。

- (7) 美容ファッションビジネス学科の学生でビジネス実務士の資格を得ようとする者は「ビジネス実務士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (8) 美容ファッションビジネス学科の学生で情報処理士の資格を得ようとする者は「情報処理士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (9) 保育学科及び専攻科の学生でレクリエーション・インストラクター公認指導者の資格を得ようとする者は、「レクリエーション・インストラクター公認指導者養成課程履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (10) 美容ファッションビジネス学科及び食物栄養学科の学生で医療秘書実務士の資格を得ようとする者は「医療秘書実務士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (11) 食物栄養学科の学生でフードスペシャリストの資格を得ようとする者は「フードスペシャリスト資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得し、且つフードスペシャリスト資格認定試験に合格しなければならない。
- (12) 専攻科の学生で介護福祉士の資格を得ようとする者は「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4」に規定する単位を取得したうえ、厚生労働大臣が行う介護福祉士国家試験に合格しなければならない。（別表V）
- (13) 保育学科の学生で認定ベビーシッターの資格を得ようとする者は「認定ベビーシッター資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。
- (14) 保育学科の学生でこども音楽療育士の資格を得ようとする者は「こども音楽療育士資格認定に関する履修細則」に規定する単位を取得しなければならない。

第4条 単位の計算は次の基準による。

- (1) 講義は1時間の授業に対して2時間の準備、又は学習を必要とすることを考慮して、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は2時間の授業に対して1時間の準備、又は学習を必要とすることを考慮して、30時間の授業をもって1単位とする。但し、1時間の演習に対して2時間の準備又は、学習を必要とする場合は15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習、実技はすべて実験室又は実習室で行われるものであることを考慮して、45時間の授業をもって1単位とする。但し、2時間の実験、実習、実技に対して1時間の準備又は、学習を必要とする場合は30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第5条 各学科において各年次の学生が履修する授業科目及び単位数は別表履修単位表のとおりである。履修する授業科目の選択にあたっては、履修単位表に指示する履修の順序に従わなければならない。

3. 受 講

第6条 学生は、毎学期始めの所定の期間内に一般教育科目、外国語、専門教育科目中の選択科目、教職課程科目について希望の授業科目を選択して履修届に記入の上、教務課に提出

し、授業担当者及び学長の承認を得なければならない。但し、選択の範囲は時間割、その他の都合によって制限されることに注意を要する。

なお、選択した選択科目を中止（変更）するときは、授業担当者を通じて学長に届出（願出）なければならない。

但し、科目変更は受講指導期間内に限る。

2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を48単位とする。但し、次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 資格取得に関する科目
- (2) 教職に関する専門教育科目（食物栄養学科）
- (3) 学長が認めた科目

3 前項の規定にかかわらず次の者は教務部長の許可を得て登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

- (1) 所定の単位を優れた成績をもって修得した者
- (2) 相当な理由により、学長が特に認めた者

第7条 選択科目中のあるものは年度によって開講しないことがある。

開講した授業科目でも、受講者数が10名に満たない場合には、開講を取止めることがある。

第8条 各授業科目は、その内容、教室の都合によって受講人員を制限することがある。

第9条 学生は、学期始めに履修希望科目を所定の手続きに従って届出なければならない。

第10条 卒業後教員免許申請資格を得ようとする者が受講を希望するときは、受講願を提出すること。この場合の受講料、期間等は科目等履修生に準ずる。

4. 科目等履修生

第11条 学則第64条により科目等履修生として受講を希望する者は、所定の「科目等履修願」に履歴書、最終学校卒業証明書および健康診断書を添えて学長あてに願出なければならない。

2 科目等履修生に対する審議は次の基準による。

- (1) 正規の学生の学習の妨げのない場合に限る。
- (2) 高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者。

又は、高大連携等により協定を締結した高等学校の在校生で履修を認められた者。

- (3) 身元確実な保証人を有する者。

3 科目等履修生の受講許可は每学期始めに行う。

4 受講の期間は1期又は1年とする。

5 科目等履修生は1単位の講義若しくは実習に対して10,000円の受講料を定められた期

日までに納めなければならない。但し、協定により履修を行う科目等履修生については、当該協定に定める全額を受講料とする。

- 6 この他、科目等履修生に関する規定は一般学生に準ずるものとし、必要な事項については教授会の議によるものとする。

5. 特別聴講学生

第 12 条 学則第 65 条により特別聴講学生として受講を希望する者は、所定の「特別聴講履修願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

6. 外国人留学生

第 13 条 外国人で本学に入学を志願する者に対しては、特別選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人留学生に対する審議は次の基準による。

- (1) 外国において 12 年の学校教育課程を修了した者。
- (2) 出入国管理及び難民認定法において、大学入学に支障のない在留資格を有する者。
- (3) 日本の大学で学ぶのに十分な日本語能力を有する者。
- (4) 本学に入学を志願する者は、下記の書類に受験料を添えて指定の期日までに願出なければならない。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 入学願書 | ⑦ 誓約書 |
| ② 卒業証明書 | ⑧ 保証人の誓約書 |
| ③ 履歴書 | ⑨ 外国人登録済証明書 |
| ④ 成績証明書 | ⑩ 保証人保証書 |
| ⑤ 健康診断書 | ⑪ 在日の身元保証人保証書 |
| ⑥ 保証人の身元引受証明 | ⑫ 学費等の支弁能力を立証する証明書 |

- (5) 選考は、出願書類、学力試験、作文並びに面接（保証人を含む）の結果を総合して行うものとする。
- (6) 保証人は 1 名とし、日本国に在住し、在学中に一切の連帯責任を負えるものと本学が認めたものでなければならない。
- (7) 入学後、本人または保証人の責任により、修学上いちじるしい支障を生じた時は、退学を命ずることがある。
- (8) 外国人留学生の定員は別に定める。
- (9) 本規定は、外国人科目等履修生にも準用する。

附 則

この改正規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

GPA制度について

本学では GPA (Grade Point Average : グレード・ポイント・アベレージ) 制度を導入しています。GPA は皆さんが自身の成績状況を的確に把握するための指標です。自身の GPA を把握し、無理のない履修計画を立て、主体的に学習に取り組んでください。

1. GPAの算出方法

(1) 各科目の GP

各科目の GP (グレード・ポイント) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$GP = \frac{100 \text{ 点法による評点} - 55}{10}$$

上記の計算式により、各科目の GP が以下のように求まる。

| | | | | | | |
|----|----------|---------|---------|---------|--------|----|
| 評点 | 100～90 点 | 89～80 点 | 79～70 点 | 69～60 点 | 59 点以下 | — |
| 評価 | 秀 | 優 | 良 | 可 | 不可、失格 | 認定 |
| GP | 4.5～3.5 | 3.4～2.5 | 2.4～1.5 | 1.4～0.5 | 0.0 | 除外 |

(2) 学期 GPA

各科目の GP と単位数から、学期 GPA (学期に取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{当該学期の【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

(3) 通算 GPA

通算 GPA (入学時から今学期までに取得した GP の平均) を以下の計算式により求める。

□ 計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の GP} \times \text{単位数】の総和}}{\text{入学時から今学期までの【履修登録した科目の単位数】の総和}}$$

2. 表彰や奨学制度への活用

卒業時等における成績優秀者への各種表彰や奨学金に関わる選考にあたり GPA の値を活用する。

3. 再履修・履修取消等における取扱い

(1) 再履修科目

不合格科目を再履修し、合格となった場合は、合格の評価が与えられた学期の学期 GPA 及び通算 GPA に算入し、再履修前の不合格評価については、通算 GPA に算入しない。ただし、不合格の評価が与えられた学期の学期 GPA には算入する。

(2) 履修取消等

履修登録をして、学期途中で出席しなくなった科目についても GPA の計算対象となる。履修登録変更期間中に履修取消手続きを行った科目については、GPA の計算対象にならない。

4. GPA の通知

学生に対しては GPA を適宜通知するので、自身の GPA について把握をして学修に役立てるようにすること。

保護者に対しては年度末に発送する保護者への成績通知により通知する。

5. GPA と学修指導

(1) GPA の値が良好な者

無理な履修登録を防止するために学期中に履修できる単位数に上限を定める CAP 制を設けているが、GPA の値が良好な学生については「学修意欲が高い」「余裕がある」と判断して、上限以上の履修を認める場合がある。

(2) GPA の値が不良な者

- ① GPA の値が不良である学生に対して、学科教員を中心として学修指導を行う。特に指導が必要と考えられる場合や改善が見られない場合は、保護者同席の上で指導を行うこともある。
- ② 学期 GPA が 2 学期連続して 1.00 未満の学生には学長が指導及び進路変更を促す。ただし、通算 GPA が 1.00 以上の場合と①の指導がなされていない場合は、この対象とはしない。

別表 I - 1

栄養教諭二種免許状 [食物栄養学科]

| | | | | |
|--------------|------------------------------------|--|------------------|---|
| 基礎資格 | | 学校教育法第104条第3項に定める短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。 一般教育科目……………8単位以上 (日本国憲法2単位、情報処理学2単位は必修) 英語Ⅰ、英語Ⅱ……………2単位以上 スポーツ健康科学Ⅰ、スポーツ健康科学Ⅱ……………2単位以上 | | |
| 施行規則に定める科目 | | 履修科目 | 単位 | |
| 教職に関する専門教育科目 | 栄養に係る教育に関する科目 (2単位) | | 児童・生徒の栄養指導 | 2 |
| | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原理 | 2 |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | | |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) | 教職概論 | 1 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育心理学 | 2 |
| | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 特別支援教育概論 | 1 |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | 教育課程論 | 1 |
| | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 | 道徳・総合的な学習および特別活動 | 1 |
| | | 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育方法論 | 1 |
| | | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒指導と教育相談 | 2 |
| | | 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 | | |
| | 教育実践に関する科目 | 栄養教育実習 | 栄養教育実習事前・事後指導 | 1 |
| | | | 栄養教育実習 | 1 |
| | | 教職実践演習 | 教職実践演習 (栄養教諭) | 2 |

別表 I - 2 幼稚園教諭二種免許状 [保 育 学 科]

| | | | | | |
|--|-------------------------------------|--|------------------|------------|----|
| 基礎資格 (62 単位以上) | | 短期大学士の学位を有すること 一般教育科目.....8 単位以上 (日本国憲法 2 単位、情報処理学 2 単位は必修) 英語 I、英語 II.....2 単位以上 スポーツ健康科学 I、スポーツ健康科学 II.....2 単位以上 専門教育科目..... 50 単位以上 (下記の 39 単位を含む) | | | |
| 教職に関する専門教育科目 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | | 施行規則に定める科目 | 履修科目 | 単位 |
| | 領域に関する専門的事項 | (情報機器及び教材の活用を含む。) | 国語 | 国語 (教職) | 2 |
| | | | 音楽 | 音楽 I | 1 |
| | | | | 音楽 II | 1 |
| | | | 図画工作 | 図画工作 | 2 |
| | | 体育 | 体育 | 2 | |
| | | 保育内容の指導法 | 健康 (指導法) | 健康 (指導法) | 1 |
| | | | 人間関係 (指導法) | 人間関係 (指導法) | 1 |
| | | | 環境 (指導法) | 環境 (指導法) | 1 |
| | | | 言葉 (指導法) | 言葉 (指導法) | 1 |
| | | | 表現 (指導法) | 表現 (指導法) | 1 |
| | 保育内容総論 | | 保育内容総論 | 2 | |
| | 保育指導論 | | 保育指導論 | 2 | |
| | 保育内容 (子どもと環境) | | 保育内容 (子どもと環境) | 1 | |
| | 保育内容 (子どもの生活と遊び) | | 保育内容 (子どもの生活と遊び) | | |
| | 保育内容 (子どもの文化と表現) | 保育内容 (子どもの文化と表現) | | | |
| | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | | 教育原理 | 2 |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) | | 教職概論 | 2 |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | | 保育制度論 | 1 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | | 教育心理学 | 2 |
| 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | | 特別支援教育概論 | 1 | | |
| 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | | 教育課程・保育計画と評価 | 2 | | |
| 教育相談等に関する科目 (道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導) | 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) | | 教育方法論 | 2 | |
| | 幼児理解の理論及び方法 | | 幼児の理解と教育相談 | 2 | |
| | 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | | | | |
| 教育実習 | | 教育実習 | 4 | | |
| | | 教育実習事前・事後指導 | 1 | | |
| 教職実践演習 | | 保育・教職実践演習 (幼稚園) | 2 | | |

別表Ⅱ 美容師資格 【美容ファッションビジネス学科 美容師コース】

| 教 科 課 目 | | 単位数 | 総授業 時間数 | 教 科 課 目 | | 単位数 | 総授業 時間数 |
|----------------------|-----------|-----|------------|---|---|-----|------------|
| (必修課目) | | | | (選択課目) | | | |
| 関係法規・制度 (30) | | | | 〈一般教育科目〉 | | | |
| 衛 生 管 理 (90) | 関係法規・制度 | 2 | 30 | 国 語 | 2 | 30 | |
| | 衛生管理技術 | 2 | 30 | 美 術 | 2 | 30 | |
| | 公衆衛生学 | 2 | 30 | 社 会 福 祉 | 2 | 30 | |
| 保 健 (90) | 感染症学 | 2 | 30 | 英 語 I | 1 | 30 | |
| | 皮膚科学 | 2 | 30 | 英 語 II | 1 | 30 | |
| | 解剖学 | 2 | 30 | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I | 1 | 30 | |
| 香 粧 品 化 学 (60) | 生理学 | 2 | 30 | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II | 1 | 30 | |
| | 化粧品化学Ⅰ | 2 | 30 | 〈専門教育科目〉 | | | |
| 文 化 論 (60) | 化粧品化学Ⅱ | 2 | 30 | プレゼンテーション論 | 2 | 30 | |
| | 美容文化論Ⅰ | 2 | 30 | 情 報 リ テ ラ シ ー | 2 | 60 | |
| 美 容 技 術 理 論 (150) | 美容文化論Ⅱ | 2 | 30 | エ ス テ | 2 | 90 | |
| | 美容技術理論Ⅰ | 4 | 60 | カ ラ ー コ ー デ ィ ネ ー ト | 2 | 30 | |
| | 美容技術理論Ⅱ | 4 | 60 | コ ー デ ィ ネ ー ト | 2 | 60 | |
| 運 営 管 理 (30) | 美容技術理論Ⅲ | 2 | 30 | ヘ ア フ ァ ッ シ ョ ン 画 | 1 | 30 | |
| | 美容運営管理 | 1 | 30 | 美 容 福 祉 | 2 | 60 | |
| 美 容 実 習 (900) | 美容実習Ⅰ | 4 | 180 | ク ラ フ ト デ ザ イン | 1 | 30 | |
| | 美容実習Ⅱ | 2 | 90 | [卒業認定基準] ① 教科課目ごとの区分に、その教科課目の3分の2以上(実習を伴う教科課目は5分の4以上)出席していること。 ② 単位認定基準は、試験(実技試験を含む)において60点以上であること。 | | | |
| | 美容実習Ⅲ | 2 | 90 | | | | |
| | 美容実習Ⅳ | 2 | 90 | | | | |
| | 美容実習Ⅴ | 2 | 90 | | | | |
| | ヘアメイクアップⅠ | 2 | 90 | | | | |
| | ヘアメイクアップⅡ | 2 | 90 | | | | |
| | 美容総合技術Ⅰ | 2 | 90 | | | | |
| | 美容総合技術Ⅱ | 2 | 90 | | | | |
| 小 計 (1,410) | 1,410 | | 小 計 (600) | | | | |
| 合 計 (2,010) | | | | 2,010 時間 | | | |

別表Ⅲ 保育士資格〔保育学科〕

| 系 列 | 授 業 科 目 | 必 修 | 選 択 | |
|--------------|--------------------|------------------------------|-----|---|
| 一般教育科目 | | 8 | | |
| 外国語 | 英 語 I | 1 | | |
| | 英 語 II | 1 | | |
| | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I | 1 | | |
| | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II | 1 | | |
| 専 門 教 育 科 目 | 保育の本質・目的に関する科目 | 保 育 原 理 | 2 | |
| | | 教 育 原 理 | 2 | |
| | | 子 ども 家 庭 福 祉 | 2 | |
| | | 子 ども 家 庭 福 祉 演 習 | | 2 |
| | | 社 会 福 祉 | 2 | |
| | | 子 ども 家 庭 支 援 論 | 2 | |
| | | 社 会 的 養 護 I | 2 | |
| | | 教 職 概 論 | 2 | |
| | 保育の対象の理解に関する科目 | 教 育 心 理 学 | 2 | |
| | | 子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学 | 2 | |
| | | 発 達 心 理 学 | | 2 |
| | | 臨 床 心 理 学 | | 2 |
| | | 子 ども の 理 解 と 援 助 | 1 | |
| | | 子 ども の 保 健 | 2 | |
| | | 子 ども の 食 と 栄 養 | 2 | |
| | 保育の内容・方法に関する科目 | 教 育 課 程 ・ 保 育 計 画 と 評 価 | 2 | |
| | | 保 育 内 容 総 論 | 2 | |
| | | 保 育 内 容 総 論 演 習 | 1 | |
| | | 健 康 (指 導 法) | 1 | |
| | | 人 間 関 係 (指 導 法) | 1 | |
| | | 環 境 (指 導 法) | 1 | |
| | | 言 葉 (指 導 法) | 1 | |
| | | 表 現 (指 導 法) | 1 | |
| | | 保 育 内 容 (子 ども と 環 境) | | 1 |
| | | 保 育 内 容 (子 ども の 生 活 と 遊 び) | | 1 |
| | | 保 育 内 容 (子 ども の 文 化 と 表 現) | | 1 |
| | | 子 ども の 健 康 と 安 全 | 1 | |
| | | 乳 児 保 育 I | 2 | |
| 乳 児 保 育 II | 1 | | | |
| 障 害 児 保 育 I | 1 | | | |
| 障 害 児 保 育 II | 1 | | | |
| 社 会 的 養 護 II | 1 | | | |

| 系 列 | | 授 業 科 目 | 必 修 | 選 択 |
|--|--|-----------------------------|------------|--------|
| 専 門 教 育 科 目 | 保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目 | 子 育 て 支 援 | 1 | |
| | | 音 楽 I | 1 | |
| | | 音 楽 II | 1 | |
| | | 音 楽 III | | 1 |
| | | 音 楽 IV | | 1 |
| | | 音 楽 演 習 | | 2 |
| | | 図 画 工 作 | 2 | |
| | | 体 育 | 2 | |
| | | 国 語 (教 職) | 2 | |
| | 保 育 実 習 | 保 育 実 習 I | 4 | |
| | | 保 育 実 習 指 導 I | 2 | |
| | | 保 育 実 習 II | 2 | |
| | | 保 育 実 習 III | | |
| | | 保 育 実 習 指 導 II | 1 | |
| | | 保 育 実 習 指 導 III | | |
| | 総 合 演 習 | 保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 (幼 稚 園) | 2 | |
| <p>保育士資格取得のためには、上記の必修科目（一般教育科目・外国語・体育・専門教育科目）72 単位以上及び選択科目（専門教育科目）9 単位以上の合計 81 単位以上が必要です。</p> <p>「保育実習」 保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ または 保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲ の組み合わせのいずれかの履修方法となります。</p> | | | 72 単位 | 9 単位以上 |
| | | | 合計 81 単位以上 | |

別表Ⅳ 栄養士免許 [食物栄養学科]

| 系 列 | 授 業 科 目 | 必 修 | 備 考 |
|-----------------------------------|--------------------|------------|---------|
| 一般教育科目 | | 8 | |
| 外 国 語 | 英 語 I | 1 | |
| | 英 語 II | 1 | |
| 体 育 | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 I | 1 | |
| | ス ポ ー ツ 健 康 科 学 II | 1 | |
| 社会生活と健康 | 公 衆 衛 生 学 | 2 | |
| | 社 会 福 祉 概 論 | 2 | |
| 人体の構造と機能 | 解 剖 生 理 学 I | 2 | |
| | 解 剖 生 理 学 II | 2 | |
| | 解 剖 生 理 学 実 験 | 1 | |
| | 生 化 学 | 2 | |
| | 生 化 学 実 験 | 1 | |
| | 運 動 生 理 学 | 2 | |
| 食品と衛生 | 食 品 学 総 論 | 2 | |
| | 食 品 学 実 験 | 1 | |
| | 食 品 衛 生 学 | 2 | |
| | 食 品 衛 生 学 実 験 | 1 | |
| | 食 品 学 各 論 | 2 | |
| 栄養と健康 | 栄 養 学 総 論 | 2 | |
| | 栄 養 学 各 論 | 2 | |
| | 栄 養 学 実 習 | 1 | |
| | 臨 床 栄 養 学 I | 2 | |
| | 臨 床 栄 養 学 II | 2 | |
| | 臨 床 栄 養 学 実 習 I | 1 | |
| | 臨 床 栄 養 学 実 習 II | 1 | |
| 栄養の指導 | 栄 養 指 導 論 I | 2 | |
| | 栄 養 指 導 論 II | 2 | |
| | 栄 養 指 導 実 習 I | 1 | |
| | 栄 養 指 導 実 習 II | 1 | |
| | 公 衆 栄 養 学 | 2 | |
| 給食の運営 | 調 理 学 | 2 | |
| | 調 理 学 実 習 I | 1 | |
| | 調 理 学 実 習 II | 1 | |
| | 調 理 学 実 習 III | 1 | |
| | 給 食 管 理 | 2 | |
| | 給 食 管 理 実 習 I | 1 | 学 外 実 習 |
| | 給 食 管 理 実 習 II | 1 | 学 外 実 習 |
| 卒業に関するその他 専門教育科目 | 基 礎 化 学 | 2 | |
| | 保 育 学 | 2 | |
| ※栄養士免許取得は、上記の必修科目合計 66 単位以上が必要です。 | | 合計 66 単位以上 | |

別表V 介護福祉士資格〔専攻科〕

| 領域 | 授業科目 | 開講単位数 | 開講時間数 | 必修時間数 | 選択時間数 |
|---------------|-------------|----------|-------|-------|-------|
| 人間と社会 | 社会の理解 | 1 | 15 | 15 | |
| | | | | | |
| 介護 | 介護の基本Ⅰ | 3 | 90 | 90 | |
| | 介護の基本Ⅱ | 3 | 90 | 90 | |
| | コミュニケーション技術 | 2 | 60 | 60 | |
| | 生活支援技術Ⅰ | 2 | 60 | 60 | |
| | 生活支援技術Ⅱ | 2 | 60 | 60 | |
| | 生活支援技術Ⅲ | 3 | 90 | 90 | |
| | 形態別介護技術（点字） | 1 | 30 | 30 | |
| | 福祉住環境論 | 2 | 30 | 30 | |
| | 家事の介護 | 2 | 30 | 30 | |
| | 介護過程Ⅰ | 6 | 90 | 90 | |
| | 介護過程Ⅱ | 4 | 60 | 60 | |
| | 介護総合演習Ⅰ | 1 | 30 | 30 | |
| | 介護総合演習Ⅱ | 1 | 30 | 30 | |
| | 介護実習Ⅰ | 3 | 90 | 90 | |
| | 介護実習Ⅱ | 4 | 120 | 120 | |
| | こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 2 | 30 | 30 |
| 認知症の理解 | | 4 | 60 | 60 | |
| 障害の理解 | | 2 | 30 | 30 | |
| こころとからだのしくみⅠ | | 2 | 30 | 30 | |
| こころとからだのしくみⅡ | | 2 | 30 | 30 | |
| 医療的ケア | 医療的ケア | 2 | 60 | 50 | |
| | | | | | |
| 本学独自の 開講科目 | バリアフリー論 | 2 | 30 | | 30 |
| | | | | | |
| | 計 | 56 | 1,245 | 1,205 | 30 |

「ビジネス実務士」資格認定に関する履修細則

「ビジネス実務士」の資格を得ようとする者は、学則第 10 条によるほか、全国大学実務教育協会の「ビジネス実務士資格認定に関する規程」に定める下記の必修科目及び選択科目を修得しなければならないものとする。

| | |
|-----------------------------|-------|
| ビ ジ ネ ス 実 務 総 論 | 2 単 位 |
| ビ ジ ネ ス 実 務 演 習 | 2 単 位 |
| プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 論 | 2 単 位 |
| 文 書 実 務 | 1 単 位 |
| 人 間 関 係 論 | 2 単 位 |
| 事 務 管 理 | 2 単 位 |
| 簿 記 会 計 論 | 2 単 位 |
| ビ ジ ネ ス コ ン プ ュ ー テ ィ ン グ I | 2 単 位 |
| 情 報 リ テ ラ シ ー | 2 単 位 |
| 情 報 科 学 I | 1 単 位 |
| 情 報 科 学 II | 1 単 位 |
| 生 活 と 情 報 | 2 単 位 |
| 現 代 企 業 論 | 2 単 位 |

「情報処理士」資格認定に関する履修細則

「情報処理士」の資格を得ようとする者は、学則第 10 条によるほか、全国大学実務教育協会の「情報処理士資格認定に関する規程」に定める下記の必修科目及び選択科目を修得しなければならないものとする。

| | |
|-----------------------------|-------|
| 情 報 科 学 I | 1 単 位 |
| 情 報 科 学 II | 1 単 位 |
| 情 報 リ テ ラ シ ー | 2 単 位 |
| ビ ジ ネ ス コ ン プ ュ ー テ ィ ン グ I | 2 単 位 |
| 事 務 管 理 | 2 単 位 |
| 簿 記 会 計 論 | 2 単 位 |
| 流 通 論 | 2 単 位 |
| 経 済 学 | 2 単 位 |
| 統 計 学 | 2 単 位 |
| 人 間 関 係 論 | 2 単 位 |
| プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 論 | 2 単 位 |
| 国 語 表 現 法 | 2 単 位 |

「医療秘書実務士」資格認定に関する履修細則①

(美容ファッションビジネス学科適用)

「医療秘書実務士」の資格を得ようとする者は、学則第10条によるほか、日本医療福祉実務教育協会の定める必修科目、本学では下記の必修科目を修得しなければならないものとする。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 心 | 理 | 学 | 2単位 | | | | | | | |
| 社 | 会 | 福 | 祉 | 2単位 | | | | | | |
| 英 | 語 | I | 1単位 | | | | | | | |
| 英 | 語 | II | 1単位 | | | | | | | |
| 医 | 療 | 事 | 務 | 概 | 論 | 2単位 | | | | |
| 医 | 薬 | 品 | の | 基 | 礎 | 知 | 識 | 2単位 | | |
| 人 | 体 | の | 形 | 態 | と | 機 | 能 | 2単位 | | |
| 公 | 衆 | 衛 | 生 | 学 | 2単位 | | | | | |
| 診 | 療 | 報 | 酬 | 請 | 求 | 事 | 務 | I | 1単位 | |
| 診 | 療 | 報 | 酬 | 請 | 求 | 事 | 務 | II | 1単位 | |
| 医 | 事 | コ | ン | ピ | ュ | ー | タ | 演 | 習 | 1単位 |
| 医 | 療 | 秘 | 書 | 実 | 務 | 実 | 習 | 1単位 | | |
| ビ | ジ | ネ | ス | 実 | 務 | 演 | 習 | 2単位 | | |
| 情 | 報 | 処 | 理 | 演 | 習 | I | 2単位 | | | |
| 情 | 報 | 処 | 理 | 演 | 習 | II | 2単位 | | | |

「レクリエーション・インストラクター」公認指導者養成課程履修細則

保育学科の学生は次に定める所定の科目を修得することにより資格認定証が交付される。

| | | |
|------------|------|--------------|
| レクリエーション概論 | 2単位 | 2時間(90分)×15回 |
| レクリエーション実技 | 2単位 | 2時間(90分)×30回 |
| 保育実習I | 4単位 | |
| 現場実習(事業参加) | 3回参加 | |

「認定ベビーシッター」資格認定に関する履修細則

保育学科の学生は保育士の資格取得に必要な教科目のほかに、次に定める所定の科目を修得することにより資格認定証が交付される。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|-----|
| 在 | 宅 | 保 | 育 | 論 | 2単位 |
|---|---|---|---|---|-----|

「こども音楽療育士」資格認定に関する履修細則

「こども音楽療育士」の資格を得ようとする者は、学則第10条によるほか、全国大学実務教育協会の「こども音楽療育士資格認定に関する規程」に定める下記の必修科目及び選択科目を修得しなければならないものとする。

| | | | |
|-------------|-----|---------|----------|
| こども音楽療育概論 | 2単位 | | |
| こども音楽療育演習 | 1単位 | | |
| こども音楽療育実習 | 1単位 | | |
| 教育心理学 | 2単位 | } 4単位以上 | } 16単位以上 |
| こども家庭支援の心理学 | 2単位 | | |
| 発達心理学 | 2単位 | | |
| 障害児保育Ⅰ | 1単位 | | |
| 障害児保育Ⅱ | 1単位 | | |
| 子ども家庭福祉 | 2単位 | | |
| 子どもの保健 | 2単位 | | |
| 音楽Ⅰ | 1単位 | | |
| 音楽Ⅱ | 1単位 | | |
| 音楽Ⅲ | 1単位 | | |
| 音楽Ⅳ | 1単位 | | |
| 音楽演習(合奏) | 2単位 | | |

「医療秘書実務士」資格認定に関する履修細則②

(食物栄養学科適用)

「医療秘書実務士」の資格を得ようとする者は、学則第10条によるほか、日本医療福祉実務教育協会の定める必修科目、本学では下記の必修科目を修得しなければならないものとする。

| | | | |
|-------------|-----|-----------|-----|
| 心理学 | 2単位 | 生物学 | 2単位 |
| 英語Ⅰ | 1単位 | 英語Ⅱ | 1単位 |
| スポーツ健康科学Ⅰ | 1単位 | スポーツ健康科学Ⅱ | 1単位 |
| 公衆衛生学 | 2単位 | 社会福祉概論 | 2単位 |
| 解剖生理学Ⅰ | 2単位 | 臨床検査データ解析 | 2単位 |
| コンピュータリテラシー | 1単位 | 情報処理学演習Ⅰ | 2単位 |
| 情報処理学演習Ⅱ | 1単位 | 薬理学 | 2単位 |
| 病院管理学 | 2単位 | 医療事務概論 | 2単位 |
| 診療報酬請求事務Ⅰ | 1単位 | 診療報酬請求事務Ⅱ | 1単位 |
| 医療秘書実務 | 1単位 | 医療秘書実務実習 | 1単位 |

「フードスペシャリスト」資格認定に関する履修細則

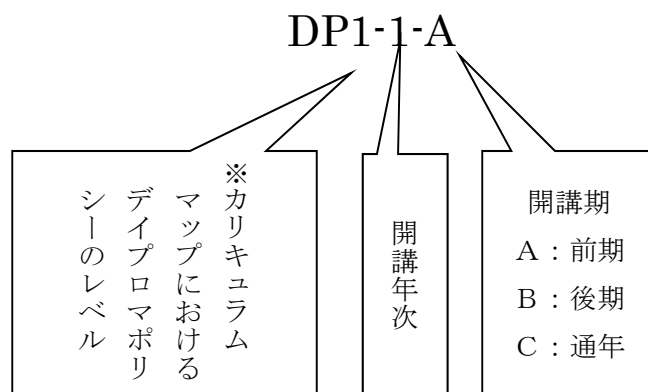
「フードスペシャリスト」の資格を得ようとする者は、学則第10条によるほか、日本フードスペシャリスト協会の定める必修科目、本学では下記必修科目の25単位を修得し、且つフードスペシャリスト資格認定試験に合格しなければならない。

| | | | |
|--------------|-----|--------|-----|
| 食品学総論 | 2単位 | 栄養学各論 | 2単位 |
| 食品学実験 | 1単位 | 調理学 | 2単位 |
| 食品衛生学 | 2単位 | 調理学実習Ⅰ | 1単位 |
| 食品衛生学実験 | 1単位 | 調理学実習Ⅱ | 1単位 |
| 食品学各論 | 2単位 | 調理学実習Ⅲ | 1単位 |
| 栄養学総論 | 2単位 | | |
| フードスペシャリスト論 | 2単位 | | |
| フードコーディネータ論 | 2単位 | | |
| 食品の官能評価・鑑別演習 | 2単位 | | |
| 食品流通論 | 2単位 | | |

ナンバリングについて

ナンバリングとは授業科目に適切な番号を付し、分類することで学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みのことを言います。

本学のナンバリングは、以下のことを表しています。



他の短期大学等における授業科目の履修等に関する規程

第1条 学則第17条第3項に基づく他の短期大学等における授業科目の履修等については、この規程の定めるところによる。

第2条 他の短期大学等での授業科目の履修は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学との協議が成立した場合について実施する。

第3条 他の短期大学等での履修期間中の身分は、当該大学の定めによる特別聴講学生とし、当該大学の学則及び指示・決定に従う義務を負う。

第4条 他の短期大学等での修業期間は、本学の在学期間に算入する。

第5条 他の短期大学等での履修科目の範囲は、当該学生の所属する学科の授業科目とする。

2 他の短期大学等で履修した科目について修得した単位は、教授会で適当と認められたものについて、15単位を限度として認定することができる。

第6条 他の短期大学等において、授業科目の履修を志願する者は、次の書類を履修開始前の所定の期日までに、教務課に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 学科長の推薦書

第7条 他の短期大学等における授業科目の履修志願者の選考は、教授会において行う。

第8条 その他の事項については、当該大学との協議に基づいて、別にこれを定める。

附 則

1. この規程は平成8年4月1日より施行する。

入学前の既修得単位の認定に関する規程

第 1 条 学則第 19 条第 4 項に基づく入学前の既修得単位の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

第 2 条 入学前に修得した科目及び単位の認定は、当該学生の所属する学科の授業科目とし、合計 15 単位をこえない範囲で行うものとする。

2 前項の単位の認定に関連して、修業年限の短縮は行わないものとする。

第 3 条 入学前の既修得単位認定の申請をする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書
- (2) 単位修得・成績に関する証明書
- (3) 修得科目の授業内容を示す文書

第 4 条 入学前の既修得単位の認定は教務委員会が審査し、教授会の議を経て学長が行う。

第 5 条 入学前の既修得単位の認定の結果については教務課より本人に通知する。

附 則

1. この規程は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

東筑紫短期大学 成績考査規程

1. 総 則

第1条 本学は学則第15条に基づいて、成績考査規程を設ける。

第2条 成績考査については、学則第12条、第13条、第14条およびこの成績考査規程の定めるところによる。

2. 単位の認定

第3条 (認定方法)

1. 単位の認定は、試験（含む実技試験）、レポート、実習製作（教材）の提出により、合格したものには、その授業科目の所定の単位を与える。
2. 通年科目は原則として、各学期の成績を平均して評価を行う。

第4条 (単位不分割)

通年科目の単位の分割は原則として認めない。

第5条 (成績評価の基準)

成績の評価は点数をもってするが、本人及び保護者への成績通知には秀・優・良・可・不可の評語をもってする。

| | |
|----|----------|
| 秀 | 90 ～ 100 |
| 優 | 80 ～ 89 |
| 良 | 70 ～ 79 |
| 可 | 60 ～ 69 |
| 不可 | 59 以下 |

1点未満の端数があるときは、四捨五入する。

3. 試 験

第6条 (受験資格の喪失)

次の各号のいずれかに該当する場合は試験を受けることができない。

1. 欠席時数が授業時数の3分の1以上にわたるもの。
2. 所定の期日までに授業料その他納入金および聴講料を完納していないとき。
ただしやむをえない事由のあるものは、所定の手続（授業料その他納入金延期願）により許可を受けなければならない。
3. 受験中に学生証を所持していないとき。
4. 試験開始後20分以上遅刻したとき。

第7条 (不正行為者の取扱い)

受験中に不正行為を行ったものに対しては、その試験科目を無効とする。

なお、教授会においてその後の処置を講ずる。

第 8 条 (試験場における心得)

試験場においては、次の各号を守らなければならない。

1. 試験入場者の棄権は認めない。ただし急病その他やむをえないと認められる場合は、監督者は、答案提出をもとめて許可することがある。
2. 発言を要する場合は必ず監督者の許可を得ること。
3. 試験開始後 30 分を経過しない場合は退場することができない。
4. 試験場においては許可された物以外は一切所持することができない。
5. 一度提出した答案は理由の如何に拘らず返付しない。
6. 試験場においては許可なく物品の貸借をしてはならない。
7. 学生証を机上におき、監督者に明示する。なお、追・再試験の場合、学生証のほかに受験票を机上に提示すること。

4. 追試験および再試験

第 9 条 (追試験)

1. 病気その他やむをえない事由により、受験することができないものは、所定の願書(欠試験届・追試験)に、医師の診断書又は事由証明書を添え、保護者連署をもって、当該試験日より 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出し、許可を得なければならない。
2. 追試験は学期試験終了後 1 回だけ行う。
3. 追試験の得点は、90 点を限度とする。ただし情状によりこの制限を免除し、または緩和することがある。

第 10 条 (再試験)

1. 試験の結果、不合格となった科目については、本人の願出により、再試験を行うことがある。
2. 再試験の願出は、成績発表後 5 日以内に教科担任(非常勤講師はクラス担任)に提出しなければならない。
3. 試験にかわるレポートを提出期限までに許可なく提出しないものは、猶予期間を 3 日とする。猶予期間中に提出する場合の取扱いは再試験に準ずる。
4. 教材の提出最終日は各学期の終りとする。(定期試験期日の最終日より一週間後の日までとする)提出期限までに許可なく提出しないものは、猶予期間を 3 日間とする。猶予期間中に提出する場合の取扱いは再試験に準ずる。
5. 再試験にも単位が認定されない場合は再履修することを原則とする。
6. 再試験の得点は原則として可とする。

第 11 条 (追・再試験の受験料)

1. 追試験の受験料は 1 科目について、1,000 円とする。再試験の受験料は 1 科目について 2,000 円とする。ただし、既納の追・再試験受験料は返還しない。

2. 全科目の追試験を受けるものに対しては、教授会の議を経て受験料の総金額について考慮されることがある。
3. 教育実習による追試験料は免除とする。
4. 学校保健安全法第 19 条（出席停止）による追試験料は免除とする。

5. その他

第 12 条 試験の結果、合格点を得た科目は、再履修することができない。

第 13 条 卒業延期者の授業料その他納入金は、卒業の認定された日の属する納付期の分はこれを徴収する。

第 14 条 卒業単位を修得したもので、教育職員免許状・栄養士免許証・保育士資格取得のための単位を必要とするものは、科目等履修生扱いとする。

附 則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。